

何想う「刑法改正の井戸掘り人」松島みどり



松島氏は基本六

法の一つである刑法は他の法律に比べ改正のハードル

強姦罪など刑法の性犯罪に關

する規定の改正案が6月に国会

で成立し7月13日に施行された。

性犯罪の実態に合わないとして

女性団体などが長年批判してき

た法律が、ようやく改正された。

きっかけを作ったのは、201

4年9月に法相に就任した自民

党の松島みどり氏。「うちわ」

配布問題で、就任後わずか1カ

月半で辞職した人物だ。

今回の改正の主な内容は次の

通りだ。①被害者の告訴を不要

とする非親告罪化②強姦罪を

「強制性交等罪」に改めて男性

を被害者に含める③法定刑を懲

役3年以上から懲役5年以上に

するなど厳罰化④親などから18

歳未満の人への行為を処罰する

「監護者性交等罪」などの新設。

刑法の性犯罪規定は制定以来

110年にわたり、骨格がほと

んど変わらないままだった。制

定時の帝国議会は全員男性で、保護法益は「貞操」とされた。

つまり、女性の「純潔」や、生

まれた子の父親が夫であること

の保障といった家父長的な考え

が根本にあり、女性の人權とい

う視点は全くなかった。戦後、

性被害の深刻さが報道を通じて

社会的に認識されるようになって

たが、改正の動きは鈍かった。

そんな状況を一変させたのが

松島氏だった。大臣就任の記者

会見で「女性の心身を傷つけ、

人生を狂わせるおそれのある強

姦が、モノを奪う強盗よりも罪

が軽い」と指摘、検討会の設置

を省内に指示したのだ。

松島氏が辞職した11日後に検

討会は始まった。翌年、法制審

議会による審議に移り、昨年9

月に改正要綱案を答申し、改正

への流れが固まった。改正を求

めてきた当事者団体など関係者

は「松島法相のツルの一声が決

定的だった」と口をそろえる。

常日頃「女性であることを意

識して仕事をするのではない」

と言い切る松島氏。何が彼女を

この問題に向かわせたのか。

松島氏によると、きっかけは

1997年に東京都江東区で起

きた殺人事件だった。強姦被害

を訴えた女性が、刑期を終えて

出所した元被告に殺されたのだ。

当時、初の衆院選で落選中だっ

た松島氏はこの報道に「怒り狂

った」という。「被害者は加害

者がいつ出所するのかなど一切

知らされない。裁判にも参加で

きない。おかしいではないか」

00年に初当選すると、04年の

法務委員会で、強姦罪の法定刑

が強盗罪より軽いのは「到底許

せない」と主張。同年成立の犯

罪被害者等基本法でも議員立法

のとりまとめに加わった。

が高いと感じてきた。だから法

相就任時の発言も、役所が用意

した文案に自分のこだわりとし

て刑法改正問題を挿入した。「性

犯罪は声を上げにくいことを痛

感してきた。女の私が何とかし

なければと思った」

今回の改正で、被害の当事者

団体が最も強く実現を求めたの

は、性犯罪の構成要件の一つ「暴

行脅迫要件」の見直しだった。

現在の裁判では、被害者が十分

抵抗したと立証されないと「暴

行脅迫」があつたと認められに

くいが、被害者は恐怖で抵抗で

きないことが少なくない。

この要件見直しは今回の改正

には入らなかつた。改正法には

附則で3年後の見直しが盛り込

まれている。松島氏が掘った井

戸からどのような水をくみ上げ

るか、今後の課題となる。⑩